

日本社会における「時」の意識の変化： 「時」関連資料の文化財指定、旧暦への再認 識に関する一考察

HSIEH, Li / 謝, 荔

(出版者 / Publisher)

法政大学多摩論集編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei University Tama bulletin / 法政大学多摩論集

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

131

(終了ページ / End Page)

148

(発行年 / Year)

2010-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007312>

法政大学「多摩論集」第26号
2010年3月

日本社会における「時」の意識の変化

—「時」関連資料の文化財指定、旧暦への再認識に関する一考察

謝 荔

日本社会における「時」の意識の変化

—「時」関連資料の文化財指定、旧暦への再認識に関する一考察

謝 荔

はじめに

19世紀から20世紀にかけて、東アジア諸国は相次いで近代国家の道を歩み始め、それと同時にそれぞれの社会において時間体系の大きな転換が行われた。周知のように、日本では1863年（明治6年）、中国では1912年（民国元年）から太陽暦のグレゴリオ暦が導入され、それとほぼ同じ時期に世界標準時も取り入れられるようになった。しかし、日本ではそれまでに使用されていた太陰太陽暦（天保暦）が廃止され、沖縄など一部の地域を除き、祝祭日も太陽暦の日付に切り替えられるなどグレゴリオ暦（西暦）が全面的に導入されたのに対し、中国では太陰太陽暦（時憲暦）の廃除に対する民衆からの強い抵抗があったため、民国政府はついにその政策を断念し、結果としては太陰太陽暦とグレゴリオ暦とが並行して施行されるような時間制度が定着するようになった。そして、二つの暦が併用されるこの制度は中華人民共和国が建国した後にも受け継がれ今日に至っている。

日本社会では、明治改暦より百年以上経った1980年代後半から現在にかけて、旧暦に注目し、それを再認識・再評価する動きがみられる。旧暦とは、狭義では江戸時代の最後の暦である天保暦を指し、広義では1872年（明治5年）までに使用されてきた太陰太陽暦全体を指す。旧暦及びその関連知識を紹介する展示館が幾つか開館され、旧暦カレンダーが特許登録され、月の変化や二十四節気などが記されているカレンダー、旧暦関連の書籍が数々本屋に並ぶようになった。文化人類学者の倉田勇は、「太陽暦に画一化してゆくのが科学的であり、合理的と考えていても、生活空間の自然の中で意識される時の認識を捨て切れませんし、むしろ生活文化の中に深く根を下ろしているときの発見や生活のリズ

ムの発見が、文化人類学でいう時の観念の研究課題」であると示している（倉田1979:118）。

現代の日本社会では、「時」の意識をめぐる変化はとりわけ旧暦知識などの伝承および実践に現れている。一方では、国家の文化財制度の枠組みにおいて、「時」の歴史的な変化を示す資料を文化遺産として文化財に指定する作業が進められており、他方では、旧暦が生活の知恵として見直され、その知識を日常生活に上手く生かしていく工夫がなされたり、地域の文化資源として活用したりする民間団体の活動が展開されてきている。

本稿では、筆者がここ数年行ってきた調査研究で得た資料に基づき^(注1)、1980年代以降に現れた様々な現象について、「時」に関連する文化財の指定と、旧暦をめぐる民間団体の実践の事例を通して検討し、さらに旧暦に対する再評価の社会的背景についていささか考察を加えてみたい。

1 「時」の近代的な歴史変化を刻むモニュメントと文化財指定

グローバル化が進んでいる今日では、ユニバーサル・タイムとよばれる世界の時間はパリを基点として調整されているが、世界的に協定された標準時の制定は、すべての国家に共通の、経度と時間のための本初子午線（Prime meridian）を定めた19世紀後期、1884年にワシントンで開催された第一回国際子午線会議の決議に遡ることになる。その会議では、イギリスのグリニッジの天文台に設置された子午儀の中心を横切る子午線を経度の本初子午線とし、本初子午線における真夜中の午前零時をもって全世界の一日の始まりとする暦日が決定された（デレク・ハウス2007:vii-xi）。この決議により、世界規模で時の調整が行われ、地球全体が南北に細長い24本の同一時帯に分けられるようになった。このような議論の背景には、鉄道の発達に伴う現地時間の廃止と全国用時間の実施、通信機関の著しい発達によって「ユニバーサル」時間の必要性が生じたことが挙げられる（前掲書:254）。

日本では、この子午線会議の決議に基づき、1886年に明治政府から勅令第51号「本初子午線経度計算及標準時ノ件」が發布され、1888年1月1日より施行さ

れた。これによって、兵庫県明石市を通る東経135度子午線上の時が日本標準時となった（明石市立天文科学館2005: 2）。

明治時代から昭和時代にかけて、明石の地域の人びとは子午線通過地に標識を立て、また、東京天文台の経度の修正や測地学上の問題が提起されて再測定が行われるたびに、新しい子午線標識を正確な位置に建て替えたり標識を移転したりすることが幾度もあった。近代国家の時間計測システムを示すものとして、後述する暦とともに重要なのが時計である。時計の始まりは律令制国家の時代の漏刻（水時計）の使用に遡り、大正時代に制定された「時の記念日」もそれに由来するものである^(注2)。明石市では、1957年に「国際地球観測年記念標準時子午線事業期成会」が結成され、その後、天文科学館の概要計画が出来上がり、市議会で可決された。その結果、1960年6月10日「時の記念日」から明石市立天文科学館の一般公開が始まった（前掲書:4-5）。明石市立天文科学館の入口の付近に漏刻が設けられ、展望台にはそこを通る東経135度子午線のマークが印され、建物の上には大時計が設置されている。これらのものと前子午線標識は時間計測システムの歴史的変化を示すモニュメントとして、そこを訪れる人びとに社会の「時」の過去と現在を理解させるのである。

2007年3月に、近代国家の標準時制度の印ともいえる大日本中央標準時子午線通過地識標、子午線標示柱、神明国道子午線標識に1928年の天測で使用された子午儀、1951年の天測で使用された子午儀が加わり、計5点の日本標準時子午線関係資料は「日本標準時が制定された歴史とその経緯、東経135度子午線が通過する「時のまち明石」を顕彰するうえで貴重な資料」^(注3)として明石市有形民俗文化財に指定された。「有第28号 指定書」によれば、「これら文化財に明石の人々の子午線に対する熱い想いが込められています。そして、その熱意の延長上に明石市立天文科学館が存在します」とある（明石市立天文科学館2007:3）。「文化財に指定することで子午線の想いを次世代につなげることができる」と考えている明石市立天文科学館の研究者から文化財の指定の提案が出され、該館の努力により実現したと言える^(注4)。

なお、かつて城下町や寺院などに設置され、当時の人びとに時刻を知らせる「時の鐘」が文化財指定を受けている事例は枚挙に遑が無く、ここで省略することとする。

2 旧暦に関連する資料の文化財指定

時計が短期的未来を告げる道具であるとすれば、暦は自然の力の変化を示す季節や社会の祝祭日など一年のリズムといった長期的な未来を指し示す道具として捉えることができる。時計と暦は両方とも「それぞれの文明の軌道と人間ひとりひとりの生の流れとにとって、基本的な痕跡をひきずっている」（ジャック・アタリ1986:2）。暦は「一方は時の計測システムとしての暦、もう一方は、暮らしと密接に結びついた経験的な」ものである（ジャクリーヌ・ド・プルゴワン2001:118）。

日本では、暦が実際に使われたことを示す最も古い記録は692年(持統6年)の「勅を奉りて始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ」（岡村1999:123）であるとされ^(注5)、後に大衍暦、五紀暦と宣明暦を用いていた（内田1986:93）。しかし、遣唐使の廃止により、新しい暦法が取り入れられないまま、唐の宣明暦が862年から1684年にかけて八百年以上使用し続けられていた。江戸時代の天文学者である渋川春海は自らの天文観測のデータに基づき、元の時代の授時暦を参考にしながら、八百年あまりの間に生じた時差に訂正を加え、日本最初の暦である貞享暦を作成した。貞享暦は1685年（貞享2年）に施行され、江戸時代を通じて貞享暦、宝暦暦、寛政暦、天保暦の計四種類の暦が用いられた。また、日本の歴史上、各地で出版され、地域限定で流通したり伊勢神宮神職により全国に頒布されたりした多様な地方暦が存在していた。内田正男によれば、「地方により、京暦、南都暦、伊勢暦、丹羽暦、三島暦、江戸暦、会津暦、薩摩暦、泉州暦、仙台暦など」があり、それぞれ特色ある形態と内容を持っていたが、貞享暦が施行されてから統制され（前掲書:93）、暦本に記入される事項すなわち暦注などの内容は統一されるようになった。

2-1 旧暦に関連する文化財

旧暦に関連する資料は特定の暦が作られた時代の天文暦の技術または独自の地域的な特徴を示す貴重なものとして文化財に指定されるケースが数々ある。その中には国指定のものと地方自治体の県・市・町指定の文化財があり、また資料の性質によって有形文化財（歴史資料、典籍）または有形民俗文化財に分

けられる。後者の指定基準として、衣食住、生産・生業、信仰に用いられたものなどの項目が設けられ、暦類は「民俗知識に関して用いられたもの」の項目に属する^(注6)。

まず、国指定有形文化財（歴史資料）に指定されているものには、「渋川春海天文関係資料 附 貞享暦議 日本古今交食考 春海先生実記」がある。前にも触れたように、江戸時代前期の天文学者渋川春海（1639～1715）は、平安時代以来通行していた宣明暦を改正した貞享暦を作り、初めて日本独自の暦法を施行し、幕府の天文方に任命された人物である。渋川春海のア文暦学の研究成渠を示す関係資料として、天文瓊統自筆本、日本書紀暦考自筆本（内宮奉納本）、日本長暦自筆本、日本長暦自筆本、日本長暦、日本書紀暦考自筆本、両宮御鎮座古暦自筆本、元禄二年七曜御暦自筆本、元禄三年具注暦自筆本、元禄四年具注暦自筆本、天球儀、地球儀という12種の資料に、附として貞享暦儀、日本古今交食考、春海先生実記が加わり国の有形文化財に指定されている^(注7)。

また、現存する地方暦には、県・市・町指定の文化財として登録されているケースがみられる。例えば、1966年に静岡県三島市の指定文化財（典籍）「河合家所蔵三島暦及版木・関係文書」がそれに当たる。三嶋暦は地方暦の中では京暦に次いで古いもので、仮名書きでしかも細書きである事、農事関係の注が多い事などの特色があると評価されている^(注8)。

そのほか、地方暦の中でユニークな絵暦である田山暦と盛岡暦はその資料価値によって岩手県指定または町指定民俗文化財として登録されている。東北地方の南部藩には江戸時代に二種類の「めくら暦」と俗称される暦が生まれ、それは目の不自由な人のためのものではなく、文字を読めない文盲の人びとでも理解しやすいようにすべて絵で表した暦である。作られた土地名をつけて田山暦（二戸郡安代町田山）、盛岡暦（盛岡市）と呼び区別される。田山暦は明治初期まで作られたが、実物は江戸時代のものが5点残っているだけである。盛岡暦は明治初期に一時途絶えたが、明治18年に復活し、それ以後は現在に至るまで毎年出されている（工藤編著1983:2）。田山暦は村の役人善八という人が考え出した。江戸時代中期に冷害・凶作が相次ぎ、高冷地の田山もその被害をまぬがれることができなかった状況のなかで、農業経営の目安を立て、農民を救う手だてとして工夫された絵で組み立てた暦である。農作業の目安となる、立春か

ら八十八日目の「八十八夜」を重箱と矢などの組み合わせで表現するなど、農具や生活用具・十二支の動物など身近なもので表している。盛岡暦は田山暦より数十年遅れてスタートし、版元は南部藩の印判彫刻師の舞田屋理作である。田山暦が横長、ひとつひとつ印を押すのに対し、盛岡暦は縦長、一枚ずりりと両者には形の違いがみられるが、田山暦の影響を強く受けてできたものであると見受けられる。また、盛岡暦の発行部数も多く、最盛期には年間1万5,000部にも達したと伝えられている（前掲書:2-9）。

2008年8月現在、岩手県指定有形民俗文化財に登録されている「南部絵暦」の内訳は田山暦木活版木85個、手書経文1部、嘉永2年木活版絵暦1枚・付：容器1個、墨壺1個、盛岡暦版木10枚（以上は1982年3月30日指定）、天明三年田山暦1枚、天保十三年盛岡暦1枚（2004年7月30日指定）、盛岡暦・金澤コレクション1件14枚（2007年10月26日指定）である^{（注9）}。また、散見される盛岡暦のうち、全国に唯一残る「嘉永七年（1854）盛岡暦」は1986年に一戸町有形民俗文化財に指定されている。当該暦の側の、暦と同じ大きさの付録には農作物一覧が描かれていて、種を取るときの指針を示したものと考えられる^{（注10）}。工藤絃一が指摘したように、江戸時代に文字を読めない人びとは全国に数多くいて、南部藩に限って文盲率が高かったわけではない。めくら暦の考案、すなわち冷害・凶作に悩まされ続けた農民たちにわかりやすい暦を提供したということは、よそではどんな救いの手をさしのべていたのかを考えるにあたって大きな意味を持っているとされる（前掲書:188）。

ちなみに、暦関連の文化財には旧暦を除けば、フランス人宣教師によって作られた教会暦【石版「キリシタン暦」】が長崎市指定有形文化財として登録されている例もある。暦は信徒の日常の信仰において必要なものであり、1868年（慶応4年）に石版印刷された「天主降世千八百六十八年歳次戊辰瞻礼記」と「写真教会ごよみ」の二点が指定されている^{（注11）}。

2-2 民俗文化財指定のプロセス

地方暦に関連する資料が当該地域の民俗文化財に指定されるに至るプロセスを検討することは地方自治体における文化財制度の運営、旧暦の保存および伝承のあり方の一端を明らかにすることができる。この問題について、南部絵暦

が岩手県指定民俗文化財として登録されたプロセスを例にみる。

日本では、文化財保護を担当する行政機関は文部科学省に属する文化庁であり、地方の文化行政に関しては、県・市などの教育委員会は文化財指定関連を主管することになる。文化財担当の部署は地方によってその名称が異なり、文化財担当者が人事異動により変わることもある。岩手県の場合は2008年8月現在、教育委員会事務局生涯学習文化課・文化財担当は文化財指定の具体的な業務に携わる。岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課文化財担当の方の説明によれば、文化財指定のプロセスはおよそ以下の通りである。

まず、行政側は文化財審議会を立ち上げる。文化財審議会は「文化財保護法」および「岩手県文化財保護審議会条例」に基づいて16名以内の専門家または有識者から構成される。県の方針として、審議会委員の任期は1期2年で、4期継続して担当することが可能である。新しい委員はやめる委員の推薦によって補充され、見つからなかった場合は大学に依頼して専門家を探す。文化財審議会が開かれた際に市町村や審議会のメンバーから推薦された物件のリストについて検討し、さらに民俗関係の部会を開いて調査物件のリストを作成し、それらの物件について審議会の委員は調査を行うことになる。基本的には審議会の委員の判断に委ねるが、その専門の人がいなければ、委員以外の人に依頼する場合もある。審議会の委員は各自調査の結果をまとめて文化財指定候補物件調査報告書を作成し、文化財審議会ですべてを諮問に諮る。諮問を行う前に教育記者クラブに知らせ、記者に関連資料を提供する。最後に教育委員会にかけ、決定すれば指定される文化財の物件が県報に掲載し公表される。また、当該文化財の所有者がいるのであれば、その所有者に指定書を送付する。新たに指定された文化財についての関連記事が翌日全国紙の地方版や地元新聞に掲載される^(注12)。

「南部絵暦」の民俗文化財の指定は、岩手県立博物館で民俗調査研究に従事し南部絵暦の専門書を刊行した研究者の判断が決定的なものであった。平成16年、平成19年に民俗文化財に指定された「南部絵暦」の文化財指定候補物件調査報告書を作成したのはいずれもその研究者であった^(注13)。岩手県立博物館の民俗コーナーの常設展では、県指定民俗文化財の南部絵暦が展示されており、また、ハイビジョン室では「田山暦と盛岡暦」というテーマのプログラムが用意されているため、見学者は随時見ることができる。この事例で、南部絵暦の民

俗文化財指定をめぐる、文化行政（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課文化財担当）、公共文化施設・研究機関（岩手県立博物館）、専門家（南部絵暦の研究者）の三者が協力し、文化行政の担当者と研究者はそれぞれの役割を果たしながら南部絵暦の研究、保存、関連知識の普及の作業を推し進めてきたと見てとれる。

III 暦会館の開館

1990年代以降、旧暦の資料が展示される民間の施設が相次いで開館した。このような展示館の登場は、個人または企業が所蔵する貴重な旧暦資料が地域や社会全体の知的財産として共有されることを意味するとともに、旧暦の知識に対する人びとの理解が深まるきっかけにもなると思われる。以下、筆者が訪れた三嶋暦師の館、暦会館、新藤暦展示館を取り上げてみる。

【三嶋暦師の館】

地方暦としての三嶋暦は仮名文字で印刷された日本の暦として非常に古いものである。京暦は西日本での、三島暦は東日本での影響力が大きかった。三嶋暦の販売は中世から江戸初期までが最も盛んな時期で、販売地域は現在の静岡県、東京都、千葉県の一部にあたる諸国に及び（後に伊豆国と相模国に限定されるようになる）、それを仮名文字が読める武士や庶民が使っていた^(注14)。

三嶋暦師の館は代々暦師を生業としてきた旧河合家住宅の主屋で、三嶋暦の編纂で知られる三嶋大社の社家住宅である。その建物は国の登録有形文化財（建造物）に登録されている^(注15)。三島市ではこの歴史ある建物が2003年に河合家から寄贈されたのを機会に暦の歴史・文化に親しめる場所として活用しようと計画した。館内には三嶋暦の実物、版木と関連資料が展示され、旧暦についての説明もなされている。2005年4月開館以来、2007年9月に入館者が1万人を突破した。五十三代当主の河合龍明氏は「一つの文化を個人で残すのは大変。行政に町おこしの一つとして活用してもらえば」と考え、三嶋暦を「将来の生活に役立てることができたら」と語った^(注16)。

現在、三嶋暦師の館はウェブサイトにおいて三嶋暦や旧暦の知識を解説し、館内の展示を紹介している。また、市民ボランティア組織「三嶋の会」のメンバーが館内案内を担当し、さらに旧暦知識の勉強会や三嶋暦印刷の体験などのイベントを企画・実施し、「現代版三嶋暦」の制作と販売を行っている。「現代版三嶋暦」には上段より順に新暦日付、旧暦日付、月の形、日の干支、七曜、六曜、休日名・二十四節気・五節句・雑節その他、下段に三島の七十二候、三島地方の行事、月の出入り時刻が記されている。それは最新の天文知識と代々伝承されてきた旧暦の知識、また、国家の時間制度と地域社会の自然・行事情報を組み合わせた暦であると言える。

【暦会館】

暦会館は福井県南西部の山間部のおおい町名田庄にある。当該会館の資料によれば、中国から暦を輸入した頃に陰陽寮が作られ、これを司る役人として、陰陽博士・天文博士・暦博士らの専門職が任命された。後になって陰陽頭・博士は土御門＜安倍＞家と幸徳井＜賀茂＞家の世襲となる。名田庄荘園の中の上庄はかつて安倍（土御門）氏が管領する「泰山府君」の神領地として土御門家によって継承されてきた。応仁の乱が起こり京都は戦火に見舞われたため、安倍晴明の後裔（安倍有宣）は若狭に移住するようになった。土御門（安倍）家は暦道・天文道を世襲とし明治初年の陰陽寮廃止まで陰陽寮長官・陰陽頭として仕え、数々の資料・文書を所有していたが、度々の戦火により焼失してしまったものも、明治の初め頃に陰陽寮関係者がそれぞれの道に別れるに伴い文書が散逸していったものもある。そのような状況の中、都と離れた名田庄村では数々の土御門家・土御門神道の伝習・習俗は絶える事無く生きてきたという（おおい町名田庄暦会館2003:7）。

暦会館は1992年に開館し、管理者が旧名田庄村企画開発課、総務課、教育委員会、観光施設である流星館へと変わり、館内の展示が教育的な古文書類から観光的な展示まで広がってきた（藤田編著2007:105-106）。館長は暦会館の趣旨について、「せっかく今日まで息づいてきた陰陽道の伝統を、なんとか後世に伝えねばならないと、この名田庄村に出来たのが「暦会館」である。散逸していた資料や文書、天文観測に関わる古文書や機器の保存、そして陰陽寮の伝統を

継承した「土御門暦」の編纂等、いつまでもこれらを継承し続けようとする暦会館の使命は重い」と記している（おおい町名田庄暦会館2003:7）。現在、土御門文書編纂所監修・おおい町名田庄暦会館編纂の『御寶暦』が発行され、主に一年の略暦、各月の日の干支・星宿・その他の暦注、九星や十干十二支による運勢判断、建築の吉凶、服忌表、現代の二十四節気考、主な雑節・暦注・選日の解説、二十八宿由来と吉凶などの内容から構成されている。

土御門家が明治改暦以来途絶えていた暦づくりを再開したのは戦後で、今では伏見稲荷、平安神宮、春日大社をはじめ頒布数は約20万部にのぼる（中牧2005:5）。2008年の秋、関西広域機構・関西元気文化圏推進協議会によって主催された「関西文化の日」のイベントに福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府などの関西地域における美術館・博物館など351施設以上が参加し、入館無料を実施した。おおい町暦会館はそれに参加する文化施設の一つとして、福井県の29施設に加わりそのリストに掲載された^(注17)。

【新藤暦展示館】

新藤暦展示館の母体は1931年に創立し1949年からカレンダーの製造を開始した株式会社新藤である。現代風カラー写真入り月めくりカレンダーの量産と販売が新藤草創期の基幹産業で、1953年に本格的にカレンダーの企画・製造・販売に取り組み、1962年から「カレンダーの新藤」のイメージが定着するようになった^(注18)。日本では、1902年にめくりカレンダーが初めて作られ、1945年から暦出版が自由となった。新藤のカレンダー製造開始はちょうど戦後のこの時期に当たる。

新藤暦展示館は2005年、新藤グループの非営利還元事業として開館し、主にカレンダーの常設展示を目的とする。常設展示には(1)現代世界のカレンダー、(2)昭和20～40年代の月めくりカレンダー、(3)明治期・大正期の一枚刷り引札・略暦・古典ものが含まれる。そのほか、特別展示が企画され、これまでに中国・韓国・ドイツのカレンダー展、ヨーロッパ・世界カレンダー展、アジアの多様なこよみ展などが開催された。該館の展示は明治時代から現代まで歴史的な時間軸に沿って並べられるものと、多くの国の多様な文化を幅広く紹介するものとが同時に行われることによって特徴づけられる。カレンダーに関わる

歴史が長いだけに豊富なコレクションを所有すること、財団法人国際文化交友会および三嶋暦の会と交流・協力関係を結び在日公館と企業の協力を得ることがこうした展示の実現を可能にするのである。

新藤暦展示館を訪れるのは一般見学者のほか小学校の団体もある。ボランティアの案内者による解説を聞きながら過去の時代の暦や各国の現在のカレンダーを見ることは子供たちが多様な生活文化に触れるきっかけでもある^(注19)。東京都墨田区に位置する新藤暦展示館は「産業」「文化」を区内外に広くPRする活動を行う25の「ちいさな博物館」(2009年8月現在)の一つとして墨田区から認定され、展示館の情報が墨田区役所公式ウェブサイトに掲載されているとともに、区役所が作成し駅で無料配布する墨田区観光スポットマップにも記されている^(注20)。企業グループは所蔵品の暦やカレンダーとそれらに関連する知識を暦展示館の形で社会に還元し、役所はこうした民間団体の活動を後押しして地域の文化情報を社会に発信している。このような提携が進められる結果として、暦・カレンダーの知識がより広く伝承されていくと考えられる。

IV 旧暦カレンダーの特許登録

元嘉暦の使用から天保暦の廃止まで、日本社会における太陰太陽暦の暦法の歴史は千二百年以上にも及んだ。太陽暦が導入されて約百年が経ち、高度成長をも経験してきた1980年代の日本では、社団法人大阪南太平洋協会が旧暦カレンダーを発行した。このことは当時、新聞メディアの注目を集めた。さらに、1990年代に入り当該旧暦カレンダーが政府の特許庁の実用新案登録になり、現代社会の新しい発明として認められるようになった。このことは「時」をめぐる人びとの意識の変化、さらに言えば一種の社会変化を示した現象として興味深い。

大阪南太平洋協会は1981年に成立したNGO国際交流団体である。協会の趣旨は太平洋島嶼国の人びとと民間交流を行い、自然と触れあい、固有の文化を支えあう人々との心の触れあいから豊かな人間性を育み、お互いに尊重しあうことによって人間成長を図ることである。協会の主な活動はアウトドアスポーツ、

旧暦と農業十字軍すなわち自然暦（旧暦）の普及と農業体験、国際交流、救援ボランティアの四つを含む^(注21)。旧暦発行は当初、協会の運営資金になればとの願いからスタートしたが、近年になって旧暦は「スローライフの時間軸」として捉えられ、「日本文化の見直し運動、エコロジー運動の一環として」位置づけられるようになった（松村2008；大阪南太平洋協会パンフレット）。

旧暦カレンダーを発行し始めたのは1987年である。協会は旧暦と新暦を対比させた「西欧式旧暦カレンダー」にデザインして実用新案として特許庁に出願した。それに対して1993年に特許庁から「旧暦は周知の事柄であり、それを西暦と対比させたところで、何ら新案に当らない」という拒絶理由通知書が届けられた。協会からは「日本では明治五年以降、旧暦は国によってその存在すら認められておらず、公知ではない。また、その内容を知らない人がほとんどで、周知とも言えない」という反論を出し、旧暦を西欧式カレンダーに表現して発行された暦は日本に存在しなかったという理由も併せて挙げた。そして、1995年に特許庁から「公報掲載通知」、1996年に「拒絶理由なし」の通知と「実用新案登録・登録番号2133742号」が来て、旧暦カレンダーの特許が取得された（小林2002:54-56；松村2002:182-184）。その旧暦カレンダーは一枚に一つの季節を表わし、月の形、潮の大小、旬の食べ物、天候予測などの情報が盛り込まれている。近年、協会は旧暦の利用者数の増加や旧暦愛好者の要望に応えるために、大阪と東京で「旧暦勉強会」などのイベントを毎年のように企画し、2008年4月に「ASPA旧暦友の会」を発足させた。現在、旧暦カレンダーの発行部数は1万部を超え、協会の関係者が著した旧暦知識およびその活用の本が相次いで出版し再版を繰り返している^(注22)。

実生活に即して自然に関する知恵を見つめ直す「知恵ごよみ」になることは発行者の願望である^(注23)。協会の旧暦カレンダーの使用者に対する追跡調査から、例えば、茶摘みの旬を判断すること、天候の変化を推測して繊維製品のセールス時期を把握すること、和歌や俳句に詠まれる季語の季節感を理解することなど、使用者たちが自らの仕事や趣味に応じて様々な側面から旧暦を生かす工夫をしていることがわかる。また、大学における環境教育のプログラムに旧暦の時間リズムを取り入れることによって、月の満ち欠けの変化を観察しようとする学生の意識が高まり、月の変化が生物に与える影響をより深く理解すること

ができるようになった。西暦3月3日の桃節句の頃は桃の花が未だに咲いていなく、7月7日は梅雨の季節に当たり天の川が見えない。しかし、旧暦に基づいて3月3日、7月7日などの民俗行事や二十四節気を調べれば、自然の変化を理解するには旧暦が役立つと学生たちは実感することができるという(松村・風力52005)。協会の旧暦カレンダーの監修者は「旧暦は、誇るべき文化遺産です。見捨てられた旧暦の中に、大きな宝が隠されています。旧暦は、アジアの心の古里です」と語っている(小林2008:28)。大阪南太平洋協会が旧暦カレンダーを発行して以来、歳時記、月の変化、潮汐などをキーワードとし、旧暦の日付を併記する類似のカレンダーが次々と現れた。

V 「時」の意識の変化、民俗知識の継承と利用

これまで見てきたように、明治改暦を経て「迷信」、「非科学的」、「不合理」とみなされた旧暦は、今日において「見捨てられた文化遺産」として再認識され、その価値に対する再評価が行われている。言うまでもなく、実際の生活では西暦が日本の社会生活の全般を規定しており、グレゴリオ暦の導入に伴って実施された日本標準時が明治時代以来人びとの生活リズムを規定し続けている。一方では、様々な新しい形の旧暦のカレンダーを使用し、太陰太陽暦によって示される季節の変化を実践として暮らしの中に取り入れるような「生活空間の自然の中で意識される時の認識」の変化がみられ、それは注目に値する現象である。

文化財保護制度の中において、旧暦は歴史資料や典籍(有形文化財)としてだけでなく、有形民俗文化財のカテゴリーの一つである「民俗知識」と位置づけられ、保存・継承の対象ともなり得る。「南部絵暦」の事例が示したように、地方自治体では文化財指定に携わる教育委員会の担当者が地域の有識者ととともに田山暦・盛岡暦の文化財指定に取り組んできた。県立博物館の研究者の蒐集・保存・研究・展示などの活動を通じて南部絵暦の知識は広く社会に知られるようになった。また、三嶋暦師の館、暦会館、新藤暦展示館のように、独自の暦関連の資料、知識または印刷技術などの蓄積を持つ個人(家)、企業などが

それぞれの地域の文化行政と協力しながら、旧暦の知識を地域の文化資源として社会に提供するという側面もみられる。

大阪南太平洋協会の旧暦カレンダーの特許申請にあたって、「実用新案公報（実公平7-51339）」に掲載された考案の説明には、太陰太陽暦は「自然にマッチしたものであるが、一年の長さが一定せず、近年の機械化された社会には不向きなため、現在では、農村、漁村において使用しているところがあるのみである。ところが、近年の高度な機械化、自然破壊に対するアンチテーゼ、レトロ（懐古）ブーム等から……自然暦と呼ばれる太陰（太陽）暦が再認識され始めている」とある^{（注24）}。これがバブル崩壊の1980年代後期に現れた人びとの認識であるとするれば、「旧暦はスローライフの時間軸」という協会のパンフレットに書かれているキャッチフレーズの「スローライフ」に対する認識は最近の新しいものであると言えるであろう。

スローライフに関する社会事情については、横山廣子の論考が詳しい。横山によれば、2000年頃に日本の新聞・雑誌にスローライフの言葉が最初に登場し、以後はそれに言及する記事が増える一方である。日本のスローライフの流行はスローフード運動に由来し、それは1986年にマクドナルド一号店がローマに出現したのを機に北イタリアの小都市から起こり、世界各地に広がっているものである。日本の「スローライフ」はその意味ではグローバルな動きと連動するものとは言えながらも、スローフード運動を日本語で紹介した人びとは、当初からその運動の本質が食物だけでなく、暮らし方や人びととの関係性全般に関わるものだと捉え、それをスローライフと表現したという。スローフードとの繋がり以外に、スローライフの流行の要因として、「バブルが崩壊し、見せかけの発展の空しさを通して見えてきたのは、量的増大や効率の追求とは異なる価値観、加速を続けてきた暮らし方全体への見直し」という日本の社会状況があり、それが「スローフード」という時の言葉と出会い、「スローライフ」へと展開したとしている（横山2005: 3）。

「旧暦と暮らす」生活実践のなかでは、季節を読み取る自然暦として旧暦カレンダーを生かす認識以外に、環境問題に対する関心も重要な要素の一つである。いわば「エコロジーの原点はスローライフにあり。スローライフの原点は旧暦にあり」（松村2002:6）という一言に集約されると見受けられる。旧暦に凝

縮された生活経験の知恵は「民俗知識」として、または「文化遺産」として継承・活用されつつあるのである。

注

注1：筆者は数年前に静岡県三島市にある三嶋暦師の館、東京都墨田区にある新藤暦展示館を訪れた。飛び入りの見学の際に、両館のボランティア案内者に熱心に展示品を解説していただき、三嶋暦師の館ではさらに河合龍明氏にお話を伺うことができた。2008年度に法政大学社会学部から科研費連動金の補助を得て、明石市立天文学館、岩手県教育委員会生涯学習文化課、岩手県立博物館、福井県おおい町名田庄の暦会館を訪れ資料収集を行った。まったく面識がなく、突然の問い合わせであるにもかかわらず、快く関連資料を提供してくださったり、時間をさいて説明してくださったりした明石市立天文学館学芸員の井上毅氏、岩手県教育委員会事務局生涯教育課文化財担当主査の高橋正美氏、岩手県立博物館学芸員の川向富貴子氏に深くお礼を申し上げたい。大阪南太平洋協会が主催した旧暦勉強会・講演会で松村賢治氏、小林弦巻氏のお話を伺う機会に恵まれ、当該協会から参考資料を送付していただいたことに對しても併せて感謝の意を表わしたい。なお、筆者は暦法、天文学の専門家ではなく、本稿は文化人類学的・民俗学的な視点からまとめたものであることを断っておく。

注2：新村出編2008『広辞苑第6版』によれば、「時の記念日」は1920年（大正9年）に始まる。671年4月25日（太陽暦6月10日）漏刻を新設し時を知らせたのに基づくとある。

注3：明石市教育委員会ウェブサイト(<http://www.edi.akashi.hyogo.jp>)による。

注4：筆者の質問に対する学芸員の井上毅氏のメール（2008年7月30日日付）回答による。井上毅氏の主張および明石市立天文学館からの提案により文化財の指定が実現し、指定後には標識の管理が明石市立天文学館によって行われることになった。

注5：暦は中国から朝鮮半島を通じて日本に伝わってきた。大和朝廷は暦を作成するための暦法や天文地理を学ぶために百濟から僧を招き、飛鳥時代の604年（推古12年）に日本最初の暦が作られたと伝えられている。国立国

会図書館サイト「日本の暦」（http://www.ndl.go.jp/koyomi/etc/04_history.html）による。なお、2003年に、奈良県明日香村石神遺跡で日本現存最古の元嘉暦の木簡が出土し、その内容は飛鳥時代の689年（持統3年）の暦の一部とされる（読売新聞2003年2月27日付）。

注6：「文化財保護委員会告示第五十八号 重要有形民俗文化財指定基準」による（文部科学省サイト<http://www.mext.go.jp>）。地方自治体によって、「暦や計時用具」や「暦類」など旧暦に関する表現上の細かい相違はみられるが、有形民俗文化財の「民俗知識」に分類される点は同じである。例えば、富山県の場合、有形民俗文化財のカテゴリーに衣食住、生産・生業、信仰などの用具と並んで「民俗知識」があり、「暦や計時用具」はそれに属する（富山県教育委員会文化財課「富山県デジタル文化財ミュージアム」<http://www.pref.toyama.jp>）。深川市の場合、「民俗知識に関して用いられるもの」のカテゴリーに「例えば暦類、ト占用具、医療具、教育施設等」とある。教育委員会告示第9号「市指定有形民俗文化財指定基準」（<http://www.city.fukagawa.hokkaido.jp>）。

注7：三重県教育委員会事務局サイト
（<http://www.pref.mie.jp/BUNKAZAI/HP/fromDB/A010/550.htm>）；
林2006を参照。

注8：三島市役所サイト（<http://www.city.mishima.shizuoka.jp>）。

注9：岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課文化財担当・主査高橋正美氏によって提供していただいた資料に基づく。

注10：一戸町役場サイト：<http://www.town.ichinohe.iwate.jp>

注11：「文化財めぐり 海外地区の文化財」、2007年5月、長崎市教育委員会生涯学習部文化財課
（<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/bunkazai/meguri/pdf/H190520.pdf>）

注12：高橋正美氏の説明による。岩手県教育委員会サイト
（<http://www.pref.iwate.jp>）も併せて参照されたい。

注13：岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課に保管されている南部絵暦の民俗文化財指定に関連する書類には、文化財指定候補物件調査報告書・調査員工藤紘一（H16.2.2調査）、（H16.5.25調査）、（H19.7.31）などが含ま

れる。それらに関連する諮問物件調書・指定理由にも工藤紘一氏が執筆したものがある。なお、南部絵暦の研究については、工藤編著1983のほか、工藤2004、岡田1980、岡田2004を参照されたい。

注14：2007年に三嶋暦師の館を訪れた際に同った河合龍明氏の説明と「三嶋暦師の館」パンフレットによる。

注15：国指定文化財データベース

(<http://www.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp>) による。

注16：静岡新聞2007年10月10日付。

注17：関西広域機構「平成20年度関西文化の日」パンフレットによる。

注18：新藤暦展示館サイト (<http://www.shindo.jp/shindo/koyomi>)。

注19：「こども記者からのわくわくりポート・文化も学べる世界のカレンダー」(<http://www.chunichi.co.jp/kodomo/report/20051218.htm>)。

注20：墨田区公式ウェブサイト

(http://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/sonotasisetu/small_museum)
墨田区産業観光部産業経済課「すみだ新発見ものづくり探訪小さな博物館・工房ショップ・すみだマイスター3M運動ガイドマップ」

注21：大阪南太平洋協会パンフレット、ウェブサイト (<http://aspa-osaka.com>) を参照。

注22：協会顧問である小林弦彦2002『旧暦はくらしの羅針盤』（2006年2月9刷発行）、協会理事である松村賢治2002『旧暦と暮らす』（2005年11月9刷発行）、同著2003『続・旧暦と暮らす——庵を結び炭を起こす』、松村賢治・風力5著2005『続々と旧暦と暮らす』がある。

注23：大阪南太平洋協会「旧暦カレンダー＜自然暦＞案内」による。

注24：「日本国特許庁実用新案公報（Y2）実公7-51339公告日1995年11月22日」（<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>）。

引用文献

明石市立天文科学館2005『明石市立天文科学館の40年』、明石市立天文科学館発行
明石市立天文科学館2007「特集 文化財でたどる「子午線のまち明石」の歴史」、
『わいど びゅう』（季刊広報誌）vol.14、明石市立天文科学館

- ジャック・アタリ（蔵持不三也訳）1986『時間の歴史』、東京・原書房
- ジャクリーヌ・ド・ブルゴワン（南條郁子訳）2001『暦の歴史』、大阪・創元社
- 藤田義仁編著2007『土御門暦歳時記身近な神佛の信仰（一）』、おおい町名田庄
暦会館
- 小林弦彦2002『旧暦はくらしの羅針盤』、東京・日本放送出版協会
- 小林弦彦2008「日本の旧暦——見捨てられた文化遺産」、『アジア遊学』第106期
「特集・カレンダー文化」、pp.28-35、東京・勉誠出版
- 林淳2006『天文方と陰陽道』、東京・山川出版社
- デレク・ハウス（橋爪若子訳）2007『グリニッジ・タイム』、東京・東洋書林
- 倉田勇1979「時間と空間の文化人類学」、蒲生正男ほか編『文化人類学を学ぶ』
所収、pp.113-123、東京・有斐閣
- 工藤紘一編著1983『南部絵暦』、岩手県立博物館
- 工藤紘一2004『田山暦・盛岡暦を読む』、盛岡・熊谷印刷出版部
- 岡田芳郎1980『ものと人間の文化史42・南部絵暦』、東京・法政大学出版局
- 岡田芳郎2004『南部絵暦を読む』、東京・大修館書店
- 岡村定矩1999「暦と天文学——暦の科学的基礎」、蓮實重彦ほか『東京大学公開
講座70こよみ』所収、pp.107-146、東京・東京大学出版会
- おおい町名田庄暦会館2003『暦会館図録』、おおい町名田庄暦会館
- 松村賢治2002『旧暦と暮らす』、東京・ビジネス社
- 松村賢治2003『続・旧暦と暮らす——庵を結び炭を起こす』、東京・ビジネス社
- 松村賢治・風力5 2005『続々と旧暦と暮らす』、東京・ビジネス社
- 松村賢治2008「旧暦とスローライフ」、『アジア遊学 特集・カレンダー文化』
第106期、pp.38-43、東京・勉誠出版
- 中牧弘允2005「暦法と祝祭日の折り合いをめぐる」、『民博通信』第109号、
p.5、国立民族学博物館
- 新村出編2008『広辞苑第六版』、p.1999、岩波書店
- 内田正男1986『暦と時の事典』、東京・雄山閣
- 横山廣子2005「「スローライフ」が展開する日本」、『月刊みんぱく』通巻第337
号「特集・スローライフ——時と生きる」、pp.3-4、国立民族学博物館